

秋田県公安委員会規則第13号

秋田県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月21日

秋田県公安委員会委員長 安藤 巳智子

秋田県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

秋田県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信技術の利用に関する規則（令和3年秋田県公安委員会規則第9号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
略 別表（第3条関係）			略 別表（第3条関係）		
法令	規定	申請等	法令	規定	申請等
自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）	第4条第1項	自動車の保管場所を確保していることを証する書面に相当する通知に関する申請	自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）	第4条第1項	自動車の保管場所を確保していることを証する書面に相当する通知に関する申請
自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）	第5条第1項	保管場所標章の交付の申請	自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）	第5条第1項	保管場所標章の交付の申請
秋田県情報公開条例（昭和42年秋田県条例第3号）	第9条	行政文書の公開	秋田県情報公開条例（昭和42年秋田県条例第3号）	第9条	行政文書の公開
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第74条の3第5項	安全運転管理者の選任の届出			
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第74条の3第5項	副安全運転管理者の選任の届出			
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第74条の3第5項	安全運転管理者の解任の届出			
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第74条の3第5項	副安全運転管理者の解任の届出			
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第78条第1項	道路使用許可の申請	道路交通法（昭和35年法律第105号）	第78条第1項	道路使用許可の申請
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第78条第4項	道路使用許可証の記載事項の変更の届出	道路交通法（昭和35年法律第105号）	第78条第4項	道路使用許可証の記載事項の変更の届出
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第78条第5項	道路使用許可証の再交付申請	道路交通法（昭和35年法律第105号）	第78条第5項	道路使用許可証の再交付申請
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第45条第1項	駐車許可の申請			
秋田県道路交通法施行細則（昭和38年秋田県公安委員会規則第7号）	第7条第2項				
秋田県道路交通法施行細則（昭和38年秋田県公安委員会規則第7号）	第7条第3項				
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項	通行禁止道路通行許可の申請			
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第8条第1項	制限外積載・設備外積載・荷台兼車許可の申請			
秋田県道路交通法施行細則（昭和38年秋田県公安委員会規則第7号）	第11条の2	安全運転管理者の届出記載事項の変更の届出			
秋田県道路交通法施行細則（昭和38年秋田県公安委員会規則第7号）	第11条の2	副安全運転管理者の届出記載事項の変更の届出			
警備業法（昭和47年法律第117号）	第10条第1項	廃止の届出			
警備業法（昭和47年法律第117号）	第18条第2項	服装の届出	警備業法（昭和47年法律第117号）	第18条第2項	服装の届出
警備業法（昭和47年法律第117号）	第16条第3項	服装の変更の届出	警備業法（昭和47年法律第117号）	第18条第3項	服装の変更の届出
警備業法（昭和47年法律第117号）	第17条第2項	護身用具の届出			
警備業法（昭和47年法律第117号）	第17条第2項	護身用具の変更の届出			
重要施設の周辺地域上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律	第10条第3項	小型無人機等の飛行に関する通報			
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項	責任者の選任の届出	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項	責任者の選任の届出

附 則

この規則は、令和4年1月4日から施行する。